

学校法人ものづくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

【平成28 年3 月28 日 法も規程第34 号】

【平成29 年2 月15 日 一部改正】

【令和5 年5 月18 日 一部改正】

【令和7 年7 月9 日 一部改正】

第1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人ものづくり大学（以下「学校法人」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に、厳正かつ適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）「研究者等」とは、学校法人の役員、職員及びものづくり大学の学生その他学校法人の施設・設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。

（2）「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえる基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用又は研究費の不正使用をいう。また、これら以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして、研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいものは不正行為とみなす。

（3）「研究倫理教育」とは、研究倫理規範の修得及び研究倫理を向上させるための教育をいう。

（4）「コンプライアンス教育」とは、研究費の使用ルール、使用に伴う責任及び不正使用の態様等を理解させるための教育をいう。

（5）「部局」とは、大学院、技能工芸学部、ものづくり研究情報センター、図書館・メディア情報センター及び事務局をいう。

第2 章 研究者等の責務

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育（以下「研究倫理教育等」という。）並びに研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ等」という。）を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者等は、研究活動を遂行するに当たり、別に定める誓約書を学長に提出しなければならない。

5 研究者等は、この規程及びその他関係法令等を遵守するとともに、第6条に定める研究倫理教育等責任者の指示に従わなければならない。

6 研究者等は、第6章に定める事案の調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

第3章 不正行為防止等の体制及び責務

(最高責任者)

第4条 学長は、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応並びに研究費の運営及び管理に関し最終責任を負う者（以下「最高責任者」という。）として、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

2 最高責任者は、研究活動上の不正行為防止に関する基本方針及び防止計画（以下「基本方針等」という。）を策定し、研究者等に周知しなければならない。

3 最高責任者は、次条に定める統括責任者に、適宜、研究活動上の不正行為の防止に関する取組（以下「不正防止の取組」という。）の実施状況等について報告を求め、その進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、統括責任者及び研究倫理教育等責任者に指示を与えるものとする。

4 最高責任者は、統括責任者及び研究倫理教育等責任者が責任を持って不正防止の取組が行えるよう、必要な措置を講じるものとする。

(統括責任者)

第5条 最高責任者を補佐し、不正防止の取組及び不正行為が生じた場合の対応並びに

研究費の適切な運営及び管理に関し、全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括責任者は、全体の不正行為防止の推進及び基本方針等に基づく不正防止の取組を研究倫理教育等責任者と連携して実施するものとする。

3 統括責任者は、毎年度、不正防止の取組の実施状況等を確認の上、最高責任者に報告するとともに、必要に応じて、研究倫理教育等責任者に指示を与えるものとする。

(研究倫理教育等責任者)

第6条 部局における研究倫理教育の実施等の具体的な不正防止の取組及び研究費の適切な運営及び管理に関し実質的な責任と権限を有する者として、研究倫理教育等責任者（以下「責任者」という。）を置き、学部長及び事務局長をもって充てる。

2 責任者が担当する業務の範囲等は、統括責任者が定めるものとする。

3 責任者は、統括責任者の指示の下、研究者等に対する研究倫理教育等の定期的な実施等、基本方針等に基づく不正防止の取組を実施し、その実施状況を確認の上、適宜、統括責任者に報告するとともに、必要に応じて研究者等に対して改善を求めるほか、適切な措置を講ずるものとする。

4 責任者は、部局の研究者等が公正な研究活動並びに研究費の適切な執行及び管理を行っているか等を確認し、必要に応じて研究者等に対して改善を指導するものとする。

5 責任者は、必要に応じて責任者の業務を補佐する研究倫理教育等副責任者（以下「副責任者」という。）を指名により置くことができる。

6 責任者は、前項の規定により副責任者を指名した場合は、副責任者の氏名及び担当業務の範囲等を統括責任者に報告するものとする。

(研究活動不正防止推進室の設置及び業務)

第7条 研究活動上の不正行為の防止を推進するため、研究活動不正防止推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織し、統括責任者を室長とする。

(1) 統括責任者

(2) 責任者

(3) 副責任者

(4) 職員のうちから、最高責任者が指名する者

(5) その他最高責任者が必要と認めた者

3 推進室は、基本方針等に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止の取組の企画及び実施に関すること

(2) 研究倫理教育の企画及び実施に関すること

(3) 研究データ等の保存等に関すること

(4) 研究倫理についての情報収集及び周知に関すること

(5) その他研究活動上の不正行為の防止に関すること

4 推進室に、特定の事項の検討及び計画を推進するため、ワーキンググループを置くことができる。

5 推進室の事務は、関係部局の協力を得て、総務課において行う。

第4章 告発等の受付

(告発等受付窓口)

第8条 研究活動上の不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を総務課に置く。

2 統括責任者は、告発窓口の名称、場所、連絡先、告発の方法その他必要な事項を学校法人内外に周知する。

(告発の受付体制及び取扱い)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談等により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。

3 告発窓口は、前項の告発の一部又は全部に不備がある場合は、当該告発の内容について、告発を行った者（以下「告発者」という。）に対して、確認又は補正の指示をすることができる。

4 告発窓口は、告発を受け付けた場合は、速やかに最高責任者及び統括責任者に報告するものとする。

5 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに統括責任者及び当該告発に係る責任者その他必要な者を指名し、当該告発の受理及び告発された事案に係る予備調査実施の要否を協議の上、決定する。この場合において、この規程に定める研究活動上

の不正行為以外の告発内容については、当該関係部署等に移送するものとし、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該告発について通知するものとする。

6 告発窓口は、告発が書面による場合等、当該告発が受け付けられたか否かを告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発を受け付けた旨を告発者に通知するものとする。

（匿名告発等の取扱い）

第 10 条 前条に定めるもののほか、匿名による告発があった場合、告発内容に応じ、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。

2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合（前条第 2 項に定める要件を充たす場合に限る。）は、その内容に応じ、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第 11 条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非及び手続について疑問がある者は、告発窓口にご相談することができる。

2 告発の意思を明示しない相談については、告発窓口は、その内容を確認し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 告発の意思が明示されない場合であっても、最高責任者が必要があると認めた場合には、当該事案について予備調査等を実施することができる。

4 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている場合には、告発窓口は、最高責任者及び統括責任者に報告するものとする。

5 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、相当の理由があると認めた場合は、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

第 5 章 関係者の取扱い

（秘密保護及び職員等の義務）

第 12 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、役員又は職員でなくなった後、及び当該業務に携わらなくなった後も同様とする。

(告発者の秘密の遵守等)

第 13 条 告発窓口の職員は、告発の受付に当たって、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は、個室で実施し、書面、電話、ファクシミリ及び電子メールによる場合は、その内容を他の者が同時又は事後に見聞できないような措置を講じる等、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、相談の場合に準用する。

(秘密保持の徹底等)

第 14 条 最高責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

2 最高責任者は、当該告発に係る事案が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責めに帰すべき事由より漏洩した場合は、当該者の了解は不要とする。

3 最高責任者、統括責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をする場合は、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第 15 条 最高責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化及び差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 学校法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人ものつくり大学就業規則（以下「就業規則」という。）その他関係諸規程等に従って、その者に対して処分を課することができる。

4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発した事を理由に、当該告発者に対して、解雇、減給、降給、降格及び降任その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

(被告発者の保護)

第16条 学校法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程等に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して、研究活動の全面的な禁止、解雇、減給、降給、降格及び降任その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第17条 何人も、悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を行ってはならない。

2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 理事長は、前項の処分が課せられた場合は、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を報告する。

第6章 事案の調査

(調査を行う機関)

第18条 学校法人に所属する（どの研究機関にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を利用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る研究活動上の不正行為の告発があった場合、原則として、学校法人が告発された事案の調査を行う。

2 学校法人に現に所属する被告発者が、学校法人以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、学校法人と当該研究活動が行われた研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。

3 被告発者が、学校法人を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、学校法人と合同で告発された事案の調査を行う。ただし、被告発者が学校法人を離職後、どの研究機関にも所属していない場合は、告発された事案に係る研究活動を学校法人で行っていた場合には、学校法人が告発された事案の調査を行う。

4 学校法人は、前各項により告発された事案の調査を行うこととなった場合は、被告発者が学校法人に現に所属しているかどうかに関わらず、誠実に調査を行うものとする。

5 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合、又は調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の資金を配分した機関が特に認めた場合において、当該機関から調査協力を求められたときは、学校法人は、誠実に協力するものとする。

6 学校法人は、他の研究機関、資金配分機関又は研究者コミュニティに、調査の一部又は全部を委託することができる。

（予備調査委員会の設置）

第 19 条 統括責任者は、第 9 条第 5 項の規定により予備調査の実施が決定された場合、又は最高責任者が第 11 条第 3 項の規定その他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、速やかに予備調査委員会を設置し、当該事案に係る予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、予備調査の対象となる部局の責任者を含む 7 人以内の委員によって構成するものとし、役員又は職員のうちから、当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者を統括責任者が指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて予備調査の対象者及び部局に対して、関係資料の提出、事実の証明その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類及び研究データ等を保全する措置をとることができる。

5 統括責任者は、最高責任者から指示された日時までに、予備調査の結果を最高責任者に報告するものとする。

（予備調査の実施方法）

第 20 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調

査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第 21 条 最高責任者は、第19 条第 5 項による予備調査の結果を踏まえ、告発を受け付けた日から起算して概ね30 日以内に、本調査を実施するか否かを決定し、当該事案に係る資金の配分機関（以下「資金配分機関」という。）に本調査の要否を報告するものとする。

2 最高責任者は、本調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関に対して、前項の報告のほか、調査の方針、対象及び方法等について協議するものとする。また、最高責任者は、資金配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨を報告するとともに、被告発者が学校法人以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に本調査を行う旨を通知するものとする。

3 統括責任者は、本調査を実施することが決定された場合は、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。この場合、最高責任者は、当該事案に係る資金の配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨を報告するとともに、被告発者が学校法人以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に本調査を行う旨を通知するものとする。

4 統括責任者は、本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該告発者に通知するものとする。なお、この場合にあっても、統括責任者は、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 本調査は、第 1 項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30 日以内に開始するものとする。

（調査委員会の設置）

第 22 条 統括責任者は、前条の規定により本調査の実施が決定された場合は、当該事案に係る本調査を行うため、学校法人の役員、職員及び学校法人に属さない外部有識者からなる調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者（法律の知識を有する者 1 人以上を含む。）でなければならない。

3 調査委員会は、当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、統括責任者が指名又は委嘱する者を委員として組織する。

(本調査の通知)

第 23 条 統括責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名・所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、統括責任者に対して、調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。

3 統括責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 24 条 調査委員会は、本調査を開始したときは、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、研究データ等又は研究費の支出書類等の精査及び関係者のヒアリング等により、本調査を行うものとする。

3 調査委員会は、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認めた場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 25 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 26 条 調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が学校法人でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書

類等を保全する措置をとるよう当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第27条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

（調査における研究上又は技術上の情報の保護）

第28条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究上又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないように十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第29条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、再実験等を必要とするときは、第24条第4項に定める保障を与えるものとする。

第7章 不正行為等の認定

（認定の手続）

第30条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定に当たっては、告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに最高責任者にその結果を報告しなければならない。

(認定の方法)

第31条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、調査の過程において不正行為の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該部分を不正行為と認定するものとする。

3 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

4 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、研究データ等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責めによらない理由により、この項で定める基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合。

(2) 研究データ等の不存在等が、研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び被告発者が所属する又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合。

(調査結果の通知及び報告)

第32条 最高責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

2 最高責任者は、告発を受けた日から起算して210日以内に、調査結果を資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。ただし、当該期限までに本調査が完了しない場合、又は、前条第2項による一部の不正行為が認定された場合、最高責任者は、本調査

の中間報告を資金配分機関に提出するものとする。

3 前項に定めるもののほか、最高責任者は、本調査が継続中であっても、資金配分機関から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を求められた場合は、本調査に支障がある等正当な理由があることを除き、これを拒むことができない。

4 最高責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 33 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、前条第 1 項に規定する通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により、最高責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを行うことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項に準じて、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。なお、最高責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に規定する委員は、第 22 条第 3 項の規定に準じて指名等する。

5 調査委員会は、第 1 項の規定に基づく不服申立てについて、その趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

6 調査委員会は、前項に定める決定をした場合には、直ちに最高責任者に報告するものとする。

7 前項による報告を受けた最高責任者は、当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に、その旨を通知するものとする。その際、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

8 最高責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは、告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは、被告発者に対して通知するものとする。

9 最高責任者は、前項による通知をした場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関

係省庁に報告するものとし、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも、同様とする。

(再調査の実施)

第 34 条 調査委員会は、前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、当該申立者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと当該申立者が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める当該申立者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高責任者に報告し、報告を受けた最高責任者は、当該申立者に、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始した日から起算して50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高責任者に報告する。ただし、50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4 最高責任者は、第2 項又は前項の報告に基づき、速やかに再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、被告発者が学校法人以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

5 最高責任者は、前項による通知に加え、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

6 最高責任者は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

7 前項に基づく不服申立てについては、調査委員会において、当該申立て後概ね30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高責任者に報告するものとする。

8 最高責任者は、前項の報告に基づき、速やかに当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第 35 条 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、学校法人が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定に関わらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果は公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

5 前項ただし書の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第 8 章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第 36 条 最高責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して、通報等された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた必要な措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第 37 条 最高責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動

上の不正行為に認定がされた論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第 38 条 最高責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14 日以内に、勧告に応ずるか否かの意思表示を最高責任者に行わなければならない。

3 最高責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第 39 条 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第 40 条 理事長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則、その他関係諸規程等（以下「法令等」という。）に従って、その者に対して処分を課すものとする。

2 最高責任者は、前項により理事長が処分を課したときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

3 理事長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合で、告発者が本学に所属する者であるときは、法令等に従って、処分を課し、又は刑事告発等の措置をとるものとする。

（是正措置等）

第 41 条 統括責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定

された場合には、最高責任者に対して、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとる必要がある旨の申出を行うものとする。

2 最高責任者は、前項の申出に基づき、関係する部局の責任者に対して、是正措置等をとるよう命じるとともに、必要に応じて、全学的な是正措置等をとるものとする。

3 最高責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

第9章 規程の改廃等

（規程の改廃）

第42条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事長が行うものとする。

（雑則）

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月9日から施行する。